

令和7年度 取手市立取手西小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 いじめについて

(1) いじめの定義 ※取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）
なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。本校では以下のような、いじめへの基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ① いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童に関係する問題である。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

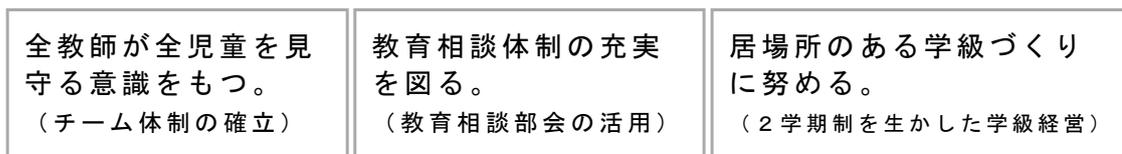
3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が

一体となった継続的な取組が必要である。以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

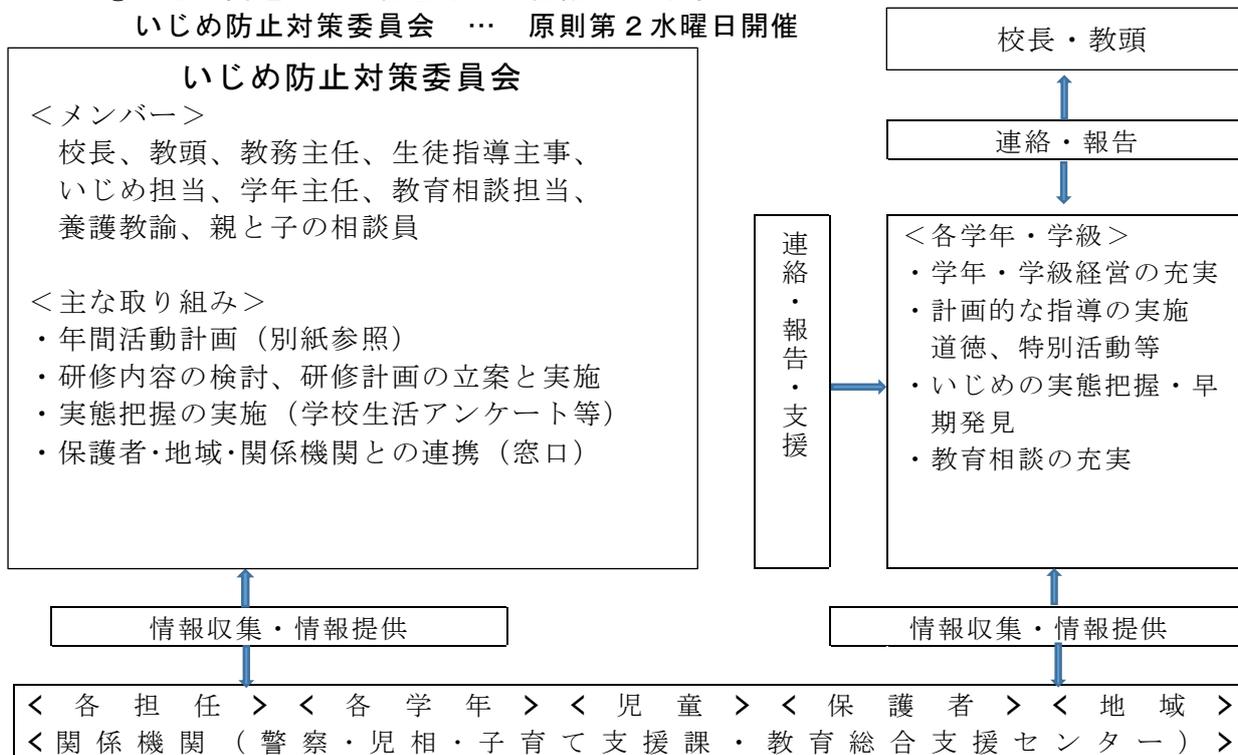
◆いじめのない学校作りのために



◆未然防止の学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織(平常時)

いじめ防止対策委員会 … 原則第2水曜日開催



②チーム支援による、複数の目で児童を見守る

・授業交換を通して複数の教師で児童の様子を捉え、未然防止に努める。

③学年・学級経営の充実

- ・安全、安心な風土の醸成を図り、一人一人が居心地のよいと思える学級づくりに努め、達成感や充実感を得られ、人間関係の深化が図れるように場の設定を行う。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。
- ・道徳の授業において、いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない意識を高める工夫をするとともに、人権意識の向上を図る。

④授業における生徒指導

- ・「分かる授業」を通して、すべての児童が活躍できるような授業改善を図る。
- ・知識や思考力を育て、学力を高めるだけでなく、児童生徒が個性を伸ばし、社会性を身に付けられるように働きかける。

⑤児童会・学校行事の充実

- ・多くの教師が行事や委員会活動など様々な教育活動を通して児童と関わり、児童に達成感や成就感を味わわせる。
- ・すべての児童が活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められる体験をもつことによって、自己有用感を高め、自分を律していく力と判断していく力を身に付ける。

⑥教育相談体制の充実

・スクールカウンセラーおよび親と子の相談員中心に、教育相談体制の充実を図る。

るとともに、児童、保護者のニーズにあわせて全職員が教育相談に関わる体制を作る。

- ・隔週の水曜日、教育相談部会を実施し、心配な児童への対応について検討をする。

⑦道徳教育の充実

- ・児童を、いじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないために、「いじめは許されない」ことを道徳教育の中でしっかり学べるようにする。
- ・道徳教材を通して、「あなたならどうするか」を真正面から問い、自分事として捉え、多面的、多角的に考え、議論していく「考え、議論する道徳」を展開する。

⑧情報モラル教育の充実

- ・発達段階に応じた情報モラル教育の充実を図る。
- ・保護者への啓発や家庭でのICT機器等の使用に関するルールを作成を促す。

⑦開発的予防的な生徒指導の取組等

	学校行事	学校としての取組	児童主体の活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期始業式 ・入学式 ・ようこそ集会 ・授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ防止対策委員会 ◆校内研修 (いじめ防止基本対策の確認) ◆学校生活アンケート (いじめ調査) ◆教育相談部会 ◆保護者懇談会においてSNS等家庭でのルール作りについて説明 ◆西小のいじめ防止基本対策について説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・にしっ子春まつり (学習発表会) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ防止対策委員会 ◆校内研修(配慮を要する児童の確認) ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート (いじめ調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ ・縦割り活動
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生校外学習 ・2年生校外学習 ・3年生校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ防止対策委員会 ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート (いじめ調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会 ・クラブ ・縦割り活動
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ防止対策委員会 ◆教育相談部会 ◆保護者との2者面談 ◆人権メッセージ・ポスター応募 ◆校内研修(配慮を要する児童の対応の振り返り) ◆学校生活アンケート(いじめ調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ ・緑の羽根募金
8月		<ul style="list-style-type: none"> ◆校内研修 ◆教育相談部会 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・5年生宿泊学習 ・授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ防止対策委員会 ◆教育相談部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ ・委員会

		◆学校生活アンケート（いじめ調査）	・縦割り活動 ・いじめ防止運動・集会
10月	・4年生校外学習 ・6年生修学旅行 ・2学期始業式 ・運動会	◆いじめ防止対策委員会 ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート（いじめ調査）	・委員会 ・縦割り活動
11月	・にしっ子秋まつり	◆いじめ防止対策委員会 ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート（いじめ調査）	・クラブ ・縦割り活動
12月	・保護者面談	◆いじめ防止対策委員会 ◆教育相談部会 ◆保護者との2者面談 ◆学校生活アンケート（いじめ調査）	・クラブ ・縦割り活動
1月		◆いじめ防止対策委員会 ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート（いじめ調査）	・委員会 ・クラブ ・縦割り活動
2月	・学年末PTA	◆いじめ防止対策委員会 ◆教育相談部会 ◆教育相談週間の実施 ◆学校生活アンケート（いじめ調査）	・委員会（最終） ・クラブ（最終） ・縦割り活動
3月	・6年生を送る会 ・卒業証書授与式 ・2学期修了式	◆いじめ防止対策委員会 ◆校内研修（配慮を要する児童の対応の振り返り） ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート（いじめ調査）	

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組

①教師との普段のかかわり

- ・遅刻、欠席の事由や生活の様子、交友関係の変化について常に危機意識を持つ。
- ・休み時間、昼休み等に多くの児童とのコミュニケーションを図り、児童の変化に気付けるようにする。
- ・チーム指導を通して、多くの児童と関わり、発見の機会を設ける。

②組織での検討

- ・「教育相談部会」を定期的（隔週実施）に開催し、情報収集と共通理解に努

- め、いじめの早期発見・早期対応を進める。
- ・管理職への報告・連絡・相談を確実にやり、担任等が抱え込むことのないようにする。
- ・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を用いて、日頃から児童の変化をいち早く発見できるようにする。

③学校生活アンケートの実施

- ・「学校生活アンケート」を毎月実施し、児童の実態の情報収集を計画的に行う。
- ・学校生活アンケート実施後の流れ
 - (a)実施後担任が確認し、気になる点に関し児童と個人面談。
 - (b)生徒指導主事といじめ担当にアンケートの提出と内容の報告（緊急を要する内容はアンケート実施後すぐに報告）
 - (c)各学級からの提出ごとに気になる内容について、生徒指導主事から教務主任、教頭、校長に報告
 - (d)心配される内容については、いじめ防止対策委員会を開催して対応を検討
 - (e)検討内容を全職員に伝達し、チーム体制で事案に対応
- ・市いじめ認知報告書作成及び確認の進め方
 - (a)いじめと思われる事案が発生した場合生徒指導主事といじめ担当へ報告
 - (b)生徒指導主事といじめ担当、該当職員で内容を検討し、いじめの定義に従い「いじめ報告シート」に記載
 - (c)気になる内容について生徒指導主事から教務主任、教頭、校長に報告書を作成する。
 - (d)月初めに生徒指導主事、いじめ担当が集計し報告書、調査書を作成する。
 - (e)作成後、教務主任、教頭、校長が内容確認し提出する。
 - (f)3か月を目安に個々の事案について検討し、教頭、校長の承認を得て「継続指導」または「解消」を判断する。

④オンライン相談窓口の設置

- ・「オンライン相談窓口」を設置し、児童がいつでも相談できる体制を整える。
※確認については、確認が漏れないように複数の教員で輪番制（日直）を敷く。

⑤教育相談の充実

- ・定期的に面談を実施するとともに、相談ポストを設置し、いつでも児童が相談できる体制を整える。
- ・教育相談の内容については、取手市から出ている情報共有シートにすべて記入し、全職員で情報を共有するとともに、教育相談部会で対応を検討する。

⑥学級集団アセスメントの活用

- ・4、5年生に取手市で実施するQ-Uテストの結果を活用し、児童の実態を把握して教育相談等を通じてより良い学級経営につなげる。
- ・学級集団の変容をみたい学級に関してはアンケートを実施し、生徒指導部で集計して学級経営の充実に生かす。

⑦保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

- ・学校だよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発を行う。
- ・学級懇談や面談時に「いじめ防止」への協力を依頼する。

⑧いじめの相談・通報窓口について

- ・学級担任、教育相談担当、生徒指導主事、いじめ担当、教頭が窓口となり、児童、保護者、地域からの申し出や通報を受ける。いじめの情報提供があった場

合は速やかに「緊急いじめ対策委員会」を開催し、事実関係の確認、指導方針等について共通理解を図るとともに、「いじめ対応チーム」を編成する。

⑨警察との日常的な情報共有体制の構築による連携の強化

- ・所轄警察及び市子育て支援課、市教育委員会、教育総合支援センターと児童の情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話し合いの機会をもつ。

⑩いじめ問題に対する研修の充実

- ・「学校いじめ防止基本方針」をもとに、計画的な研修を実施し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重大事案への対応の共通理解、取組の確実な実施を図る。

⑪インターネット（SNS等）を通して行われるいじめに対する対策等

- ・インターネットの使用に関する指導を実施し、誹謗中傷等、いじめにつながる事案の防止に努める。
- ・アンケートの定期的な実施、面談を通してネットを使ったいじめの早期発見につとめる。
- ・情報モラルについての授業の機会を設け、各発達段階に応じた情報リテラシーを身に付ける

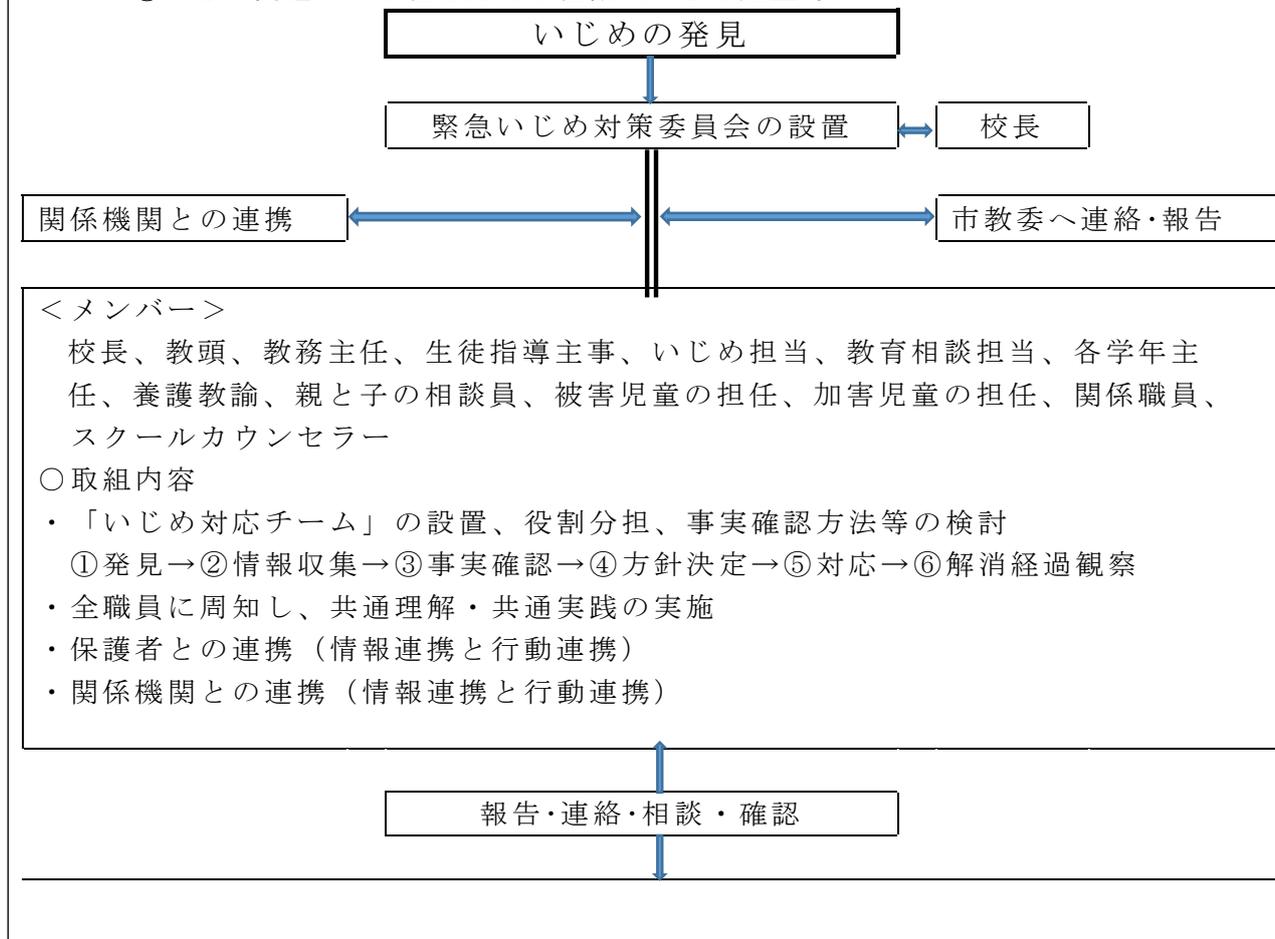
(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携をとる。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）



②いじめへの対応

【いじめ対策チーム】

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ担当、教育相談担当、担任、学年主任、養護教諭等、事案に応じて柔軟に編成し、被害児童、加害児童、学級学年の他の児童への対応について対策を検討する。
- ・いじめの事実を確認後、すぐに管理職や生徒指導主事等に報告する。その後、被害児童と加害児童の聴き取りを時系列に整理した資料を準備し、管理職や関係職員に詳細を報告する。
- ・双方の家庭に事実関係や指導の方針を伝え、理解と協力を得る。

【加害児童への対応】

- ・感情的になつたり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する。
- ・児童の語った心情（不満感や不信感等）については、一方的に否定したりせずにていねいに聴き取る。被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者である自覚をもたせる。
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為については許さず毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきであったか振りかえさせる。
- ・授業や学級活動等で活躍の場を与え、プラスの行動のすばらしさを自覚させ、よさをさらに認めていく。

【被害児童への対応】

- ・被害児童の立場や発達段階を考慮し、ていねいに聞き取りをする。
- ・本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を深める。
- ・自己喪失感に襲われないように子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- ・安易に解決したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように安心感をもたせる。
- ・自信や明るさを回復できるように、授業や学級活動等で活躍の場を与え、友人との関係づくりを支援する。

【傍観児童への対応】

- ・いじめは絶対に許されない行為であることを指導し、いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを行う。
- ・いじめは個人の問題ではなく、全体の問題であることに気付かせ、自分の取るべき行動を考えさせる。
- ・いじめの問題に、教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめの事実を告げることは、「告げ口」ではなく、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る上で大切な行動であることに気付かせる。

【加害児童の保護者】

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに電話連絡や家庭訪問を行い、把握した事実を伝える。
- ・相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを理解してもらい、指導に対する理解を求める。
- ・だれもが、いじめる側にも、いじめられる側にもなることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいことを伝える。

【いじめの当事者となった児童生徒への対応】

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに電話連絡や家庭訪問を行い、把握した事実を伝える。
- ・学校が徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方法を具体的に伝える。
- ・対応経過を随時伝えるとともに、保護者から家庭での児童の様子について情報提供を受ける。

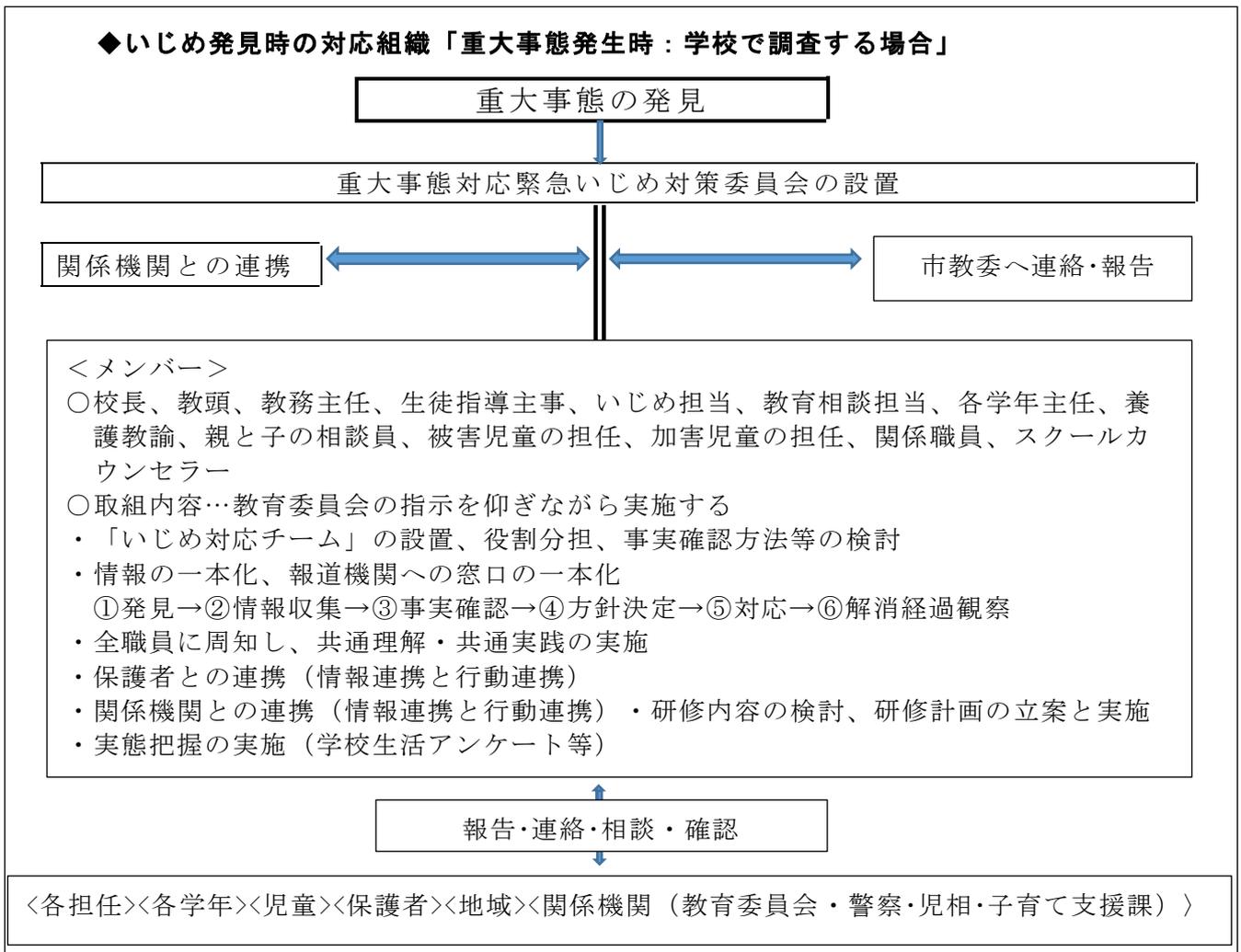
【犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底】

- ・いじめ問題への対応および体制の強化を諮らなければならない場合は、関係機関（教育委員会、相談機関、警察等）との連携を図り、幅広く協力を求める。

③重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。



- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- エ 調査結果については、被害児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 加害児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場

合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
カ いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて教育委員会と相談し活用する。

④取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・いじめの早期発見・対応に関する取組について